

## 2 質の高い医療サービスの安定的確保の推進2（医療体制の充実）

誰もがいつでも安心して良質かつ適切な医療サービス等を受けることができるよう、医療法等に基づき、病院や医薬品販売業者等に対して監視・指導等を行う。

### （1）医事監視指導（平成8年度開始 令和2年度予算：485千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

市民が良質かつ適切な医療を受けることができるよう、病院，診療所，助産所，施術所，歯科技工所及び衛生検査所に対し，医療法等に基づき，各種申請等の許可等を行うとともに，施設の立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法，歯科技工士法，臨床検査技師等に関する法律， あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律， 柔道整復師法，死体解剖保存法， 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課地域医療グループ

《実 績》

#### ① 医療施設等数（各年度4月1日現在）

年度	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
H 2 5	31	435	295	5	381	182	116	8
H 2 6	31	430	299	5	384	195	117	8
H 2 7	31	425	299	6	373	198	115	8
H 2 8	31	425	300	7	382	207	116	9
H 2 9	31	434	305	7	388	214	117	10
H 3 0	31	432	307	5	396	219	117	10
R 1	31	432	311	5	405	226	120	10
R 2	31	434	310	5	413	226	121	10

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

#### ② 立入検査，許可・届出等件数（令和元年度）

	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
立入検査	31	11	-	-	-	-	-	5
開設許可	1	27	4	-	-	-	-	0
変更許可	28	234	2	-	-	-	-	0
使用許可	10	0	0	-	-	-	-	-
開設届等	0	12	11	1	17	13	2	-
変 更 届	17	113	47	0	31	48	5	10
休廃止等届	0	23	13	0	7	13	1	0

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

③ 死体解剖許可件数

令和元年度 12 件

④ 医療相談窓口の設置（平成 17 年度開始 令和 2 年度予算：2,878 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

患者・家族と医療機関との信頼関係を構築するとともに、医療の質と安全を確保するため、医療相談窓口を設置し、医療に関する相談や苦情に対応する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法, 医療安全支援センター運営要領について(平成 19 年医政発第 0330036 号)	総務課地域医療グループ

《実 績》

相談受付件数 (件)

年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
苦 情	5 9	4 9	5 0	3 9	4 4	3 6
相 談	3 9 7	3 8 0	4 3 6	4 1 5	4 4 3	4 4 5
合 計	4 5 6	4 2 9	4 8 6	4 5 4	4 8 7	4 8 1

(2) 薬事監視指導（平成 8 年度開始 令和 2 年度予算：43 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

医薬品等の適正な管理を確保し、それらに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品販売業者等を対象として許認可等事務処理及び立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係業態数（各年度 4 月 1 日現在）

年度	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店 舗 販 売 業	特 例 販 売 業	高度管理医療機器等販売(貸与)業	管理医療機器販売(貸与)業
H 2 8	225	21	21	87	1	302	2,196
H 2 9	231	21	21	89	1	319	2,079
H 3 0	234	19	19	90	0	322	1,957
R 1	240	18	18	96	0	324	1,989
R 2	246	18	18	100	0	319	2,034

② 立入検査，許可・届出等件数（令和元年度）

	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店舗販売業	特例販売業	高度管理医療機器等販売(貸与)業	管理医療機器販売(貸与)業
立入検査	75	7	7	34	0	88	155
新規許可等	12	1	1	7	0	18	65
更新許可	33	1	1	5	0	37	0
変更届	841	1	1	323	0	150	41
休廃止等届	6	1	1	3	0	29	24

(3) 薬事関係経由事務（平成8年度開始 予算：県委託金）

【事業の目的・内容】

市内に所在する県管轄業者の事務手続きを迅速かつ適正に行うため，必要な手続きの説明や書類審査及び書類の受付を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法 大麻取締法，覚せい剤取締法 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課薬事グループ

《実績》

① 薬事関係（経由事務）業態数（各年度4月1日現在）

年度	卸売販売業	薬種商販売業	配置販売業	再生医療等製品販売業	麻薬施用施設	麻薬研究施設	麻薬卸売・小売業者
H 2 8	93	4	24	3	242	13	159
H 2 9	96	3	24	1	242	13	169
H 3 0	97	1	27	1	243	10	175
R 1	92	0	22	5	252	12	187
R 2	88	0	22	5	251	12	189

② 許可・届出等件数（令和元年度）

	卸売販売業	薬種商販売業	配置販売業	再生医療等製品販売業	毒物劇物取扱者試験	麻薬取扱者
新規許可・届出	5	—	0	1	—	544
更新許可	6	0	2	0	—	—
変更届	58	0	1	4	—	132
休廃止等届	10	0	0	0	—	101
その他	0	0	92	0	92	796

(4) 薬物乱用防止（平成8年度開始 令和2年度予算：891千円 一部県委託金）

【事業の目的・内容】

薬物の乱用は様々な問題を引き起こし、乱用者自身にとどまらず、周囲を巻き込み地域社会の存立をも脅かすものとなる。乱用による被害を未然に防止するため、市と関係団体で構成する薬物乱用防止連絡会議を設置して、連携協力体制による効果的な啓発活動を検討・実施するとともに、相談窓口の運営と栃木県薬物乱用防止指導員の育成指導を行うことにより、薬物乱用防止に係る正しい知識の普及啓発を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬物乱用防止対策事業実施要綱，栃木県薬物乱用防止啓発事業交付金取扱要領，宇都宮市薬物乱用防止連絡会議設置要領	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬物乱用防止連絡会議の設置運営（平成22年12月17日設置）

目的：薬物乱用防止の啓発活動を実施する関係機関及び関係団体が連携し、薬物乱用防止対策の推進を図るため設置する。

構成：一般社団法人宇都宮市薬剤師会，特定非営利法人栃木ダルク，宇都宮保護区保護司会，一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会，宇都宮市青少年巡回指導員会，栃木県麻薬協会，宇都宮おおるりライオンズクラブ，宇都宮中央ライオンズクラブ，栃木県薬物乱用防止指導員，宇都宮市教育委員会事務局，宇都宮市保健所

会議の運営：5月30日 宇都宮市薬物乱用防止連絡会議開催

昨年度啓発活動の取組状況報告，今年度の事業計画

事業の実施：各種イベント等における啓発活動，薬物乱用防止出張教室等

ア 各種イベントにおける啓発活動の実施（令和元年度実績）

5月 フェスタmy宇都宮（参加36人，資材配布4，200部）

6月 6.26ヤング街頭キャンペーンを実施

（参加65人，資材配布3，000部，募金28，455円）

7月 帰宅時間駅前街頭キャンペーン（参加22人，資材配布2，000部）

8月 栃木SCホームゲーム（参加16人，配布2，000部）

9月 栃木SCホームゲーム（参加6人，配布1，000部）

イ 若者が集う場所に対する啓発活動の実施（令和元年度実績）

9月 クラブ3店舗に対し，啓発冊子（各100部）を配布

ウ 薬物乱用防止出張教室の開催

◇小中高生を対象（24校，4，766人）

文部科学省通知により，「薬物乱用防止教室」を中高生に対しては年1回，小学校においても年1回は開催するよう努めることとされている。

- ・内 訳：小学校 10校（713人）中学校8校（3，490人）  
高等学校2校（431人）特別支援学校4校（132人）
- ・開催日時：平成31年4月～令和2年3月
- ・講師：栃木県薬物乱用防止指導員又は学校薬剤師等
- ・内容：申し込み校の希望により，講話やグループ演習を実施

【講話】「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」をテーマに実施

【グループ演習】シナリオに基づき薬物を誘われたときの断り方等

◇ 大学生を対象

令和元年度 宇都宮大学での出張教室実績一覧

開催日	5月30日	6月25日	7月1日	7月2日
講座名等	保健体育概論	共生社会論	学生生活講習会	共生社会論
参加人数	26名	26名 ：留学生多数	58名	26名
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止教室を行うための手法，ポイント等</li> <li>・薬物乱用者の実体験から薬物依存の怖さについて</li> <li>・薬物乱用の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者への事前アンケートをもとに，薬物乱用の実態について</li> <li>・薬物乱用の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法薬物全般について</li> <li>・薬物乱用者の実体験から薬物依存の怖さについて</li> <li>・薬物乱用の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用者の実体験から薬物依存の怖さについて</li> <li>・日本と国際社会の薬物に対する違い等について</li> </ul>
講 師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久保准教授</li> <li>・栃木ダルク</li> <li>・市保健所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長谷川教授</li> <li>・市保健所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市薬剤師会</li> <li>・栃木ダルク</li> <li>・市保健所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長谷川教授</li> <li>・栃木ダルク</li> <li>・市保健所</li> </ul>

② 栃木県委託事業の実施（令和元年度交付金：456千円）

ア 薬物相談窓口の設置

薬物乱用の予防啓発の観点から，薬物に関する一般的な相談に対応

〔薬物相談窓口受付件数〕

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
相談件数	3件	3件	4件	0件	2件

イ 普及啓発事業

栃木県薬物乱用防止指導員・中学生等と連携し「6. 26ヤング街頭キャンペーン」を実施

ウ 栃木県薬物乱用防止指導員の育成支援（平成24年度～）

栃木県知事に委嘱された栃木県薬物乱用防止指導員に対する講習会の開催

《令和元年度実績》

『令和元年度栃木県薬物乱用防止指導員等宇都宮・県西・県東合同研修会』開催

- ・参加者：宇都宮・県西・県東地区の指導員等
- ・開催日時：令和元年10月24日（木）15：00～16：50
- ・会 場：保健所大会議室
- ・内 容： 第1部 薬物依存症への対策について

〔講師〕 県東健康福祉センター 副主幹 川島 敏武 氏

第2部 薬物乱用防止出張教室を行うために必要なこと

〔講師〕 栃木県薬物乱用防止指導員 渡邊 武夫 氏

第3部 ワークショップ

<参考> 栃木県薬物乱用防止指導員制度

令和元年度の指導員数：県内149名（市内32名）

### ③ 大学と連携して作成した「マンガ啓発冊子」の活用（平成 27 年度開始）

平成 27 年度に文星芸術大学と連携し、小中学生が興味を示しやすいマンガを取り入れた薬物乱用防止啓発冊子を作成した。この冊子を活用し、児童や生徒の薬物乱用防止意識の向上を図る。冊子には携帯可能な「断り方カード」が付加されている。

＊令和元年度の活用実績

- ・市内の新小学 5 年生全員に配布
- ・小中学校の生活指導における教材
- ・薬物乱用防止出張教室の教材

### ④ 薬物乱用防止啓発学生ボランティアの活動支援（平成 27 年度開始）

ア 薬物乱用防止啓発ボランティアチーム「Team No Drugs」による活動

- ・宇都宮大学祭（11月24日20名参加）において、ビブスを着用した学生が、来場者に向けた自主製作パネルの展示及び説明、リーフレットの配布、薬物乱用防止クイズの実施
- ・小学生の薬物乱用防止出張教室にて使用するスライドの改訂
- ・薬物乱用防止啓発のぼり制作

イ 薬物乱用防止啓発活動への参加（宇都宮大学・宇都宮共和大学において募集）

- ・フェスタ my 宇都宮（5月19日2名参加）
- ・6・26 ヤング街頭キャンペーン（6月23日3名参加）
- ・栃木 SC ホーム戦（9月1日3名参加）

### （5）自動体外式除細動器（AED）の普及啓発（平成 17 年度開始

令和 2 年度予算：52 千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】（企画グループ）

平成 16 年 7 月 1 日から一般市民による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、普及啓発活動を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（平成 16 年医政発第 0701001 号）	薬事グループ

《実 績》

#### ① 市有施設における AED の設置状況（各年 4 月 1 日現在）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
設置施設数	229	229	229	227	228	231	231	232	241 台

#### ② 民間施設における AED の設置状況

令和 2 年 4 月 1 日現在 532 施設 624 台

（出典：一般社団法人 日本救急医療財団ホームページより）

#### ③ 「宇都宮市 AED 登録ステーション制度」の実施（平成 28 年 4 月開始）

（ア）対 象 者 市内に所在する事業所等のうち、次の「(イ) 登録要件」を満たす施設

【事業所等の例】

- ・商業施設や集客施設などの多数の市民が利用する施設 など

- (イ) 登録要件
  - ・ A E Dを設置し、適正に維持管理していること。
  - ・ 従業員等に、救命講習等の受講者がいること。
  - ・ 営業時間内において、速やかに A E Dを提供できること。
  - ・ A E Dの登録に関する情報を公開することに同意できること。
- (イ) 登録施設数 1 2 2施設（令和 2 年 4 月現在）
- (ウ) 内 容
  - ・ A E D設置事業所からの申請に基づき審査を行い、登録した事業所に「宇都宮市 A E Dステーション」であることを示すステッカーを交付する。
  - ・ 登録した事業所等の A E Dに関する情報を市ホームページや広報紙等で公表するとともに、1 1 9 番通報があった際に、通報者の近くにある A E Dを案内するなどの情報の活用を行う。

#### ④ 「宇都宮市 A E D貸出制度」の実施（平成 2 8 年 1 2 月開始）

- (ア) 貸出対象行事 次のすべての要件を満たす行事
  - ・ 市内で開催され、行政機関または団体が主催し、市民が参加する体育行事、祭典、式典、講習会その他の各種イベントであること。
  - ・ 営利を目的としないこと。
  - ・ 政治的・宗教的目的を有しないこと。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事でないこと。
- (イ) 貸出要件
 

対象イベントの開催期間中、次のいずれかの者が当該イベントに配置されていること。

  - ・ 医師、看護師、保健師
  - ・ 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 9 条に規定する消防本部その他の機関が実施する A E Dを使用した救命講習を修了している者
  - ・ その他市長が認める者
- (ウ) 貸出期間 対象イベントの開催期間及びその前後 2 日間
- (エ) 貸出台数 4 台
- (オ) 貸出実績 1 5 行事（令和元年度）

#### ⑤ A E D講習会

- (ア) 対 象 者 A E Dを設置している市施設の職員等
- (イ) 受講者数 令和元年度 5 回開催 103 人受講（うち 1 回は小児応急手当講習として実施）
- (ウ) 内 容 ① A E Dの管理方法  
② 応急手当講習会（中央消防署）

(6) 献血量の確保・献血の普及啓発（昭和44年度開始 令和2年度予算：23千円 市単独）

【事業の目的・内容】

国，県，採血事業者等と連携し，献血量の確保を図るとともに，献血についての正確な情報を伝達し，市民の献血への理解を深めるなど献血事業の推進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・係
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律， 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針	総務課薬事グループ

《実 績》

- ① 献血日程の広報誌への掲載（毎月）
- ② 献血推進運動の周知（広報紙・オリオンスクエア大型映像装置による周知，地区市民センター等へポスター送付）
  - 7月 愛の血液助け合い運動
  - 8月 チャレンジ！400ml 1献血&成分献血キャンペーン
  - 1月 はたちの献血キャンペーン
- ③ 本市の献血者数（赤十字血液センター母体，献血ルームを除く）

ア 実績 (目標，実績：人 達成率：%)

年度	全 血 献 血						総 数		
	200ml			400ml					
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
H 2 7	2,057	1,950	94.8	10,443	11,492	110.0	12,500	13,442	107.5
H 2 8	956	1,691	176.9	11,606	10,308	88.8	12,563	11,999	95.5
H 2 9	439	1,509	343.7	11,240	10,471	93.2	11,679	11,980	102.6
H 3 0	682	1,658	243.1	11,135	10,366	93.0	11,817	12,024	101.7
R 1	900	1,422	158.0	10,278	9,926	96.5	11,178	11,348	101.5
【参考】 R2 目標値	923	—	—	10,629	—	—	11,552	—	—

イ 献血者数年次推移 (人)

年度	全 血 献 血		総 数
	200ml	400ml	
H 2 7	1,950	11,492	13,442
H 2 8	1,691	10,308	11,999
H 2 9	1,509	10,471	11,980
H 3 0	1,658	10,366	12,024
R 1	1,422	9,926	11,348



(7) 献血団体の育成（昭和 60 年度開始 令和 2 年度予算：200 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

自主的かつ組織的に献血を行う団体（献血会）の育成を図り、血液の計画的な確保を推進する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
宇都宮市献血報償金交付規則，宇都宮市保健所献血会会則	総務課薬事グループ

《実 績》

献血会に対する献血報償金の交付

- ・ 1 年間に延べ 25 人以上の献血を行った献血会に対して，報償金を支給する。

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
全団体数	41	40	40	40	40
交付要件を満たした献血会数 (うち交付実績)	26 (23)	21 (18)	23 (20)	25 (23)	23 (21)